



保護命令申請に関する解説動画

やってみよう 保護命令の本人申立の支援

2024年度からのDV防止法改正により、身体的DVがないDVの被害でも接近禁止命令の対象になる制度がスタートしました。ただ、保護命令申立の際には警察か配偶者暴力相談支援センターに相談していた事実が必要です（又は公証役場での宣誓供述書）。身体的暴力が無く生命の危険が無い場合は、配暴センターで相談を受け、相談者の保護命令申請の支援をすることがますます重要になってきます。

そこで、この教材では、これまで行政や民間団体の支援員として被害者支援をしてきた2人が、保護命令申立の支援について解説し、また、申立支援をすることが当事者のエンパワメントを含む被害者支援全体になぜ、どんなふうに有意義なのかについて、対談します。DV相談支援の実力アップのために是非、お役立て下さい。

「エンパワメント・スクール」は、一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターと、NPO法人全国女性シェルターネットが共同で運営している、DVや性暴力などの専門支援員養成講座です。 <https://www.gbv-epschool.or.jp/>

主な内容（73分）

- ・DVやストーキング事案の支援機関（警察、裁判所、相談センター）の役割
- ・DV法の保護命令申立の制度、申立の流れ、どのくらい時間がかかり、連絡はどう来るのか
- ・申立の際に用意するもの
- ・陳述書を本人が作成する時の留意点
- ・申立支援が支援の中でなぜ、どのように重要なのか
- ・支援員に求められる対応や力量

視聴方法

インターネットに接続された環境で、PCやタブレットなどで視聴できます。契約期間内は24時間いつでも、何度でも視聴可能です。同時には5台の端末からアクセス可能です。

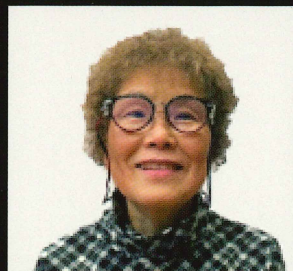
講座・学習会などで、プロジェクターなどで投影して、大勢の皆さんでご視聴いただくこともできます。

価格：1万円、視聴可能期間：6ヶ月

講師

石本宗子

一般社団法人女性と子どもの
エンパワメント研究所



山崎菊乃

NPO法人女のスペースおん



申込・問い合わせ

折り返し担当者よりご連絡さしあげます。

メール info@gbv-epschool.or.jp

制作・販売

一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス
専門支援員養成センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-11-1
安田神保町マンション1-19